

寡婦（夫）控除のみなし適用について

訪問介護利用被爆者助成事業の対象者は、これまでの生計中心者が低所得者（所得税非課税）の方に加え、婚姻によらないで母又は父となり、現に婚姻をしていない方で、以下の条件を満たした方も助成対象となります。

所得税が課税されていても以下のすべての条件に該当すれば、「寡婦（夫）控除のみなし適用」により、所得の条件を満たすこととなるため、訪問介護利用助成を受けていただくことができます。

男性の場合	女性の場合
<p>①課税される所得が0円を超える</p> <p>②生計同一の子（総所得金額等が38万円以下）がいる</p> <p>③合計所得金額が500万円以下である</p> <p>④課税される所得金額から27万円を差し引くと0円以下となる</p>	<p>①課税される所得が0円を超える</p> <p>②扶養親族（合計所得金額38万円以下）または生計同一の子（総所得金額等が38万円以下）がいる</p> <p>③特別寡婦の要件（扶養親族である子がいることおよび合計所得金額が500万円以下である）に該当していて、課税される所得金額から35万円を差し引くと0円以下となる。（または、特別寡婦の要件に該当しないが、課税される所得金額から27万円を差し引くと0円以下となる。）</p>